

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」

会議録要旨（全文）

日 時：令和5年2月10日（金） 午後2時から午後4時まで
場 所：宮城県行政庁舎10階 1002会議室及びオンライン
出席者：足立智昭会長，本図愛実副会長，阿部祥大委員，泉洋子委員，一條美奈委員，鹿野明美委員，齋藤勇介委員，佐々木貴子委員，佐藤憲康委員，関澄子委員，高野幸子委員，竹下小百合委員（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
大友浩委員，西城あや委員（以上，次世代育成支援対策地域協議会委員）
大橋雄介委員，佐藤作智栄委員，塩野悦子委員（以上，子ども・子育て会議委員）

1. 開 会

○司会 それでは、お時間となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

司会を務めます子育て社会推進課、佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この会議でございますが、「次世代育成支援対策地域協議会条例」及び「子ども・子育て会議条例」に基づくそれぞれの会議を合同で開催しているものでございます。

2. 新たな委員及び前回ご欠席された委員のご紹介

2月1日より新たに委員にご就任いただいた方が1名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。

名簿のNo.7の鹿野明美委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鹿野委員 よろしく願いいたします。

○司会 また、前回8月の会議は委員一斉改選後初めての会議でございました。ここで改めて、前回欠席された委員をご紹介したいと思います。4名いらっしゃいます。五十音順に、No.2の阿部祥大委員でございます。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

○司会 No.3、泉洋子委員でございます。オンラインでの参加でございます。

○泉委員 よろしく願いいたします。

○司会 No.4、一條美奈委員でございます。オンラインでの参加でございます。

○一條委員 よろしく願いいたします。

○司会 No.8、西城あや委員でございます。オンラインでの参加でございます。

○西城委員 よろしく申し上げます。

○司会 事務局職員の紹介につきましては、お配りの名簿をもって代えさせていただきたいと思
います。

次に、事前に送付しております会議資料につきまして、確認させていただきます。配付資料
は、資料1、2、3、4のほか、A3サイズの参考資料を2枚、配付させていただいておると
ころでございます。よろしいでしょうか。

ここで、会議の成立についてご報告いたします。本日は所用によりまして、名簿のNo.10、
佐々木とし子委員、名簿のNo.18、津田まりえ委員がご欠席でございますが、次世代育成支援対
策地域協議会におきましては15名中14名、子ども・子育て会議につきましては17名中15名の皆
様にご出席をいただいております、いずれも過半数を上回ることから、条例の規定によりまして、
本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、県の情報公開条例に基づき公開とさせていただいており
ます。また、議事録は、県政情報センターや県ホームページで公開することになっております
ので、よろしくお願いいたします。

3. 挨拶

○司会 初めに、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の伊藤よりご挨拶申し上げます。

○伊藤保健福祉部長 保健福祉部長の伊藤でございます。画面の関係上、着座させていただきます。
申し訳ありません。

本日はご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。大雪の予報ということ
もあって外は雪が降っておりますけれども、オンラインでのご参加の方々を含めてありがとう
ございます。よろしくお願いいたします。

8月の会議におきましては、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」中間見直しの中間案に対し
て、委員の皆様より貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきまし
たご意見を踏まえて、考え方を整理の上、改めて案を調製いたしまして、10月に委員の皆様
にお送りするとともに、県議会への報告やパブリックコメントを実施してまいりました。

本日は、計画の最終案をお示しし、ご意見を賜りたいと考えております。

また、今年4月には「こども家庭庁」が発足し、こども基本法に基づく、こども大綱が秋に
は策定される予定となっております、今後、さらに子どもの視点に立った施策の推進や、子ども・

子育て政策の充実が図られることとなっております。県としましては、これまで以上に子ども・子育て施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

本日は、こうした国の動きや中長期的な視点、さらに、コロナ後を見据えた意見など、今後の子ども・子育て施策についてもご意見・ご助言を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 伊藤部長におきましては、公務のため、ここで退席させていただきたいと思っております。

○伊藤保健福祉部長 大変申し訳ありません。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、以降の進行につきましては、条例の規定によりまして足立会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

4. 議 事

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の中間見直し（最終案）について

○足立会長 議長を務めます足立でございます。よろしくお願いいたします。

本日もオンラインと会場の併用で進めてまいります。皆様のご協力を得て円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、オンラインで参加の委員の皆様には、画面での確認が難しい場合もございますので、ご発言の際には、お手数でも挙手とご発声によりお知らせくださるようお願いいたします。また、ご発言以外の場合には、ハウリング防止等のため音声をミュートにさせていただき、発言される際にミュートを解除することをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日の議事は2点です。

前回8月の審議会で皆様にご意見をいただいた内容につきましては、事務局で考え方を整理の上、10月に委員の皆様にご修正した中間案とともに送られております。その案に時点修正などを加えた最終案が本日提出されております。最終案に対してご意見などがありましたら、まずお伺いしたいと思います。

それから、2つ目は「今後の子ども・子育て施策について」でございます。来年度以降の県の施策に対して、現場でご活躍されている委員の皆様、それぞれのお立場から、今日はお一人

ずつ、二、三分、ご意見やご提案を頂戴する予定でおります。できるだけ2番目の議案に時間を割きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1件目、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の中間見直し（最終案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。子育て社会推進課、長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。カメラの関係上、座ってご説明をさせていただきます。

それでは、議事（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の中間見直し（最終案）につきまして、ご説明いたします。

まず、昨年8月の会議でご審議いただきました中間案について、前回の会議から期間がたっておりますので、簡単に振り返りをさせていただきます。

右肩に参考資料と記載しておりますA3サイズの参考資料2をお開きいただければと思います。A3のカラーのもので、右上に参考資料2と書いてあるものでございます。なお、参考資料1のほうは、この後ご説明いたします「最終案」の概要となっております。

まず、参考資料2で、前回の中間見直しの中間案の概要でございます。

今回の中間見直しそのものの趣旨といたしましては、令和4年3月に改正されました「みやぎ子ども・子育て県民条例」の改正内容を踏まえた見直しとしておりまして、対象期間は令和5年度及び令和6年度となっております。

主な改正内容といたしましては、本条例制定の目的と定義に「教育の機会を確保する」趣旨が追加され、条例の基本的施策等に「必要な取組を行う」との趣旨が追加されました。また、県が行う広報活動について、新たに「県民の理解を深める」という趣旨が追加されたところがございます。

こうした条例改正を受けまして、中間案では参考資料2の中央の中段にありますとおり、主な課題として書かれておりました「不登校」の表現を削除いたしまして、課題として「教育機会の確保」を追加するとともに、その右側の「推進する施策」になりますけれども、「子どもの成長を支える教育の推進」の部分に「（2）学校に登校していない子どもへの多様な学びの場の提供と、その保護者も含めた支援の充実」を追加し、また、中央の上段のほうに戻りますが、「1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり」に「（5）子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報」を追加いたしました。

さらに、資料左下でございますが、指標4につきましては、従来の「不登校児童生徒の在籍

者比率」を取っていた指標を廃止いたしまして、新たな指標として「不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合」といたしました。

以上が、前回8月3日の会議でお示した計画の中間見直しの中間案でございます。会議でいただいたそのときのご意見を踏まえ、改めて案を調製し、10月に委員の皆様にお送りするとともに、県議会への報告やパブリックコメントを実施したところであります。

この中間案につきまして、資料1をご覧ください。

10月12日から11月11日の間までに実施しましたパブリックコメントには、県のホームページや県政情報センターでの周知に加えまして、教育委員会の協力を得まして、不登校の子どもの居場所・学びの場を考える団体ネットワークを通じて支援団体にも周知いたしました。その結果、1件のご意見がありました。

ご意見をいただきました計画の部分といたしましては、資料1の表の左側に「箇所」として記載しておりますけれども、「IV 計画で推進する施策及び事業」の3(1)に「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」という柱がございますけれども、そこの中の「有害図書」という表現についてでございました。

後ほど最終案は詳しくご説明をさせていただきますけれども、最終案、本編として本日お配りしております資料3でいきますと、31ページの上から6行目に記載している箇所についてでございます。こちらには「青少年健全育成条例に基づく有害図書」といった表記がございますが、こちらの表記に関しまして、資料あちこち行って申し訳ございませんが、資料1の表の真ん中の列にご意見の趣旨を記載させていただきましたけれども、「公的に使用する呼称として「有害図書」という言葉は不適切であり、宮城県においては、「年齢制限付き図書」等に名称を変更すべきである」といったご意見です。そして、有害図書類について、「子どもの健全な成長・育成に悪影響を及ぼす恐れがあるため」という理由で指定されるものであるもので、この呼称で言われる「有害」という言葉はあくまで「子どもにとって」というただし書きがつくもののはずですが、実際に使われる際には単に「有害図書」のみであることがほとんどであり、この呼称を公的機関が今後も使用し続けることは、かえって子ども本人の図書類に対する健全な認識を歪めかねないばかりか、表現の自由や経済活動の自由といった国民の権利を侵すものとなりかねないと危惧し、より価値中立的な名称への変更を求める」といった内容でございます。

この意見に対しまして、条例を担当しております部署と考え方を整理しました結果、表の右のほうが県としての考え方になりますが、結論といたしましては一番下の段落、この「みやぎ

子ども・子育て幸福計画」におきましては、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」という取組に、当該条例に基づく有害図書類対策を明記し位置づけていることから、「有害図書類」の表記は現行のまま、最終案とさせていただきたいと考えております。

次に、今回、最終案を調製するに当たりまして、中間案から変更した主な箇所をご説明いたします。

資料2の1枚物のほうは、主な変更箇所をまとめたものでございます。

最終案である資料3、大冊になりますけれども、百何ページ物の資料がございますが、こちらに沿いまして、中間案から修正した箇所をご説明いたします。なお、細かい修正などもございますが、修正箇所は朱書きしています。

それでは、資料3の3ページをお開き願います。朱書きしておりますとおり、項目の6を追加しております。「令和4年度の間見直し」につきまして、条例の改正に基づき見直しを行ったこと、令和7年度から11年度を対象とする次期計画については、国で具体的な指標などを検討している「ウェルビーイング」の視点——これは8月の会議のときにご意見いただきました——の視点や、来年度設置される「こども家庭庁」、同じく秋を目途に制定される「こども基本法に基づくこども大綱」など、国の動向を踏まえながら検討していくことを追記いたしました。

なお、次の5ページから8ページまでの基本理念等に関する変更はございません。

次に、9ページ以降、「IV 計画で推進する施策及び事業」においては、時点修正や表記の変更のほか、事業名称の変更などをしております。

主なものをご説明申し上げます。

またページをおめくりいただきまして、15ページをお開き願います。ページ中ほど、見え消ししておりますけれども、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」につきましては、教育機会確保法の観点から、多様な教育機会の確保や支援体制の充実を図るため、名称を変更しまして「児童生徒支援対策充実事業」に変えております。

次に、21ページをお開き願います。下のほうでございますが、「「学ぶ土台づくり」普及啓発事業」につきましては、事業が開始されてから10年あまりが経過しまして、「学ぶ土台づくり」の取組については広く理解が進んできたことから、名称を変更いたしました。「学ぶ土台づくり推進事業」に変更しております。

次に、31ページの中ほどをご覧ください。表の上から2つ目でございます。「いじめ対策・不登校等推進及び中途退学防止事業」につきましては、15ページと同様に、教育機会確保法の

観点から、「高等学校生徒支援体制充実事業」に名称を変更いたしました。

このほか各ページに掲載の「関連データ」につきましては、それぞれ時点修正を行うとともに、ほかの事業につきましても、各事業の実施状況等を踏まえて、その内容を修正しております。

かなり飛びます。77ページをご覧ください。 「V 指標」でございます。一部内容を改めております。

まず、指標4「不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合」につきましては、その根拠である「宮城県長期欠席状況調査」の調査項目に合わせて、「（教育機会を確保した児童生徒の割合）」を追記いたしました。

次に、指標11「県民意識調査による県民満足度」であります。これまでは「宮城県震災復興計画」における県民満足度を掲げておりましたが、震災復興計画が令和3年度で終了となったことから、今後は「新・宮城の将来ビジョン」の「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」項目における県民満足度を、本計画の指標することといたしました。

続きまして、85ページをお開きください。85ページ以降は本計画の「資料編」として作成しております。

こちらの資料編は、「子ども・子育て支援法」に基づきまして、各市町村が実施する「子ども・子育て支援事業計画」の令和4年度中間見直しの結果に基づき修正値を取りまとめまして、中間見直しとしてお示しするものであります。

1枚めくっていただきまして右側のページ、87ページには、県全域の「教育・保育の量の見込みと確保の内容等」について、今申しあげました各市町村の見直し結果を取りまとめたものを掲載しております。大変字が小さくて申し訳ありません。

国の通知によりまして、各市町村においては、「量の見込みと確保の内容等」に、計画を策定した当初から10%以上の乖離が発生する場合には、令和4年度中間年に「子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行うということとされておりますけれども、今回に限りまして、10%以上の乖離があっても、コロナの影響による時限的な乖離など、令和4年度に計画の見直しの可否を判断することが困難な場合におきましては、その実情に合わせて見直しの可否及び時期を各市町村が判断できることとなっております。

結果といたしまして、令和4年度、今年度に見直しを実施する市町村は35のうちの16でございますが、岩沼市、柴田町、亘理町、山元町、大和町の5市町の見直し値がまだ確定されていないことから、県の計画においては、現在暫定値として記載しております。

この5市町におきましては、遅くとも令和5年3月中旬までに計画を定めていただきまして、その確定値をもって、県の計画を決定することとしております。

「暫定値」でありますけれども、県域全体としましては、子どもが減少する中、教育・保育の量の見込みは減少いたしますけれども、確保方策に基づく量としましては、2号、3号認定、いわゆる保育の必要がある子どもに対する部分は増加傾向でございます。

続きまして、88ページ以降、95ページまでは、各市町村の計画値となっております。令和5年度と6年度におきまして、見直しを実施した市町村は朱書き下線で掲載しておりますが、先ほどの5市町につきましては、確定時期の予定の時期を掲載しております。

続きまして、99ページをご覧ください。「2 認定こども園の設置促進」の状況についてでございます。

県では、保護者の就労状況にかかわらず、継続して同じ施設で保育・教育を受けることが可能となる「認定こども園」の設置を促進しております。本計画期間の最終年度である令和6年度までには、各区域——これは各市町村を想定しておりますが——各区域に最低1か所以上、県内では150か所を目標としております。

目標値の右側に朱書きで令和4年4月1日現在の実績値を掲載しております。149か所の設置となっておりますが、まだ12の市町が未設置でありますので、県としては引き続き、設置促進に向けて取り組んでまいります。

次に、101ページ以降は、「みやぎ子ども・子育て県民条例」や当会議の設置条例につきまして、それぞれ最新の条例・要綱・名簿を掲載しております。

中間見直し案の最終案の内容につきましては、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○足立会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の中間見直し（最終案）についてのご説明がありました。事務局からの説明に対して、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いいたします。どうぞ。ミュートを解除してお願いいたします。

○泉委員 角田市の泉と申します。いつもお世話になっております。

資料3の49ページからの「児童虐待防止対策の充実」というところについて教えていただきたくご質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○足立会長 はい、どうぞ。

○泉委員 49ページのところに、虐待案件がどんどん膨らんでおりまして、その中で児童相談所の役割というところがとても重要になってくると考えているのですけれど、50ページの「基本的方向性」の四角の2つ目「要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図り、関係機関の連携を強化するよう努めていきます」と書いております。その部分は、どんな形での連携を強化するような形を考えていらっしゃるのかなというのを伺いできればと思っておりました。

というのは、今、市町村のほうでも県の児童相談所にいろいろと支援を求める機会が多いのでありますけれども、児童相談所では、今、インテーク班、それから、警察通告対応班、市町村対応、要対協対応ということで担当がばらばらになっているようなんですね。それで、要対協でこちらのほうでお願いしても、なかなか実際ケースが分かりませんというふうな答えも返ってきてまして、その辺の要対協の部分等でぜひお力になっていただきたいと考えておりますので、この辺の要保護児童連絡協議会の活性化というところで、県のほうでの対応と、どういふふうに今後持っていこうとしてるのかを教えていただければと思います。

○足立会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 担当の子ども・家庭支援課の野呂と申します。よろしく申し上げます。

今、具体的に中央児童相談所の管轄地域で角田市さんがあって、具体のその要対協の運用の中でご相談いただいているケースの対応が不十分だというご指摘かと承りました。その点は、中央児童相談所ともしっかりと対応していくようにということで話をしていきたいと考えております。

一般的な方向性ということで申し上げますと、ご承知のとおり、児童虐待ケースが増えている中で、毎年のように今、児童相談所の職員、児童福祉士、児童心理司の増員を図っております。ケース数が増えている中ではありますが、ほかの業務もなかなか厳しい中ではありますが、児童相談所は職員の増加、体制の強化を図っているところです。そういった中で、新しく配属になった職員を育てながら、中堅・ベテランの職員が、市町村のご相談にも乗りながら、若手職員を育てながらということで、今一生懸命現場を回しているところでしたので、そういった中で、市町村さんのご相談にきちんと乗れるように、今後も体制強化できるように児童相談所と話をしていきたいと考えております。

要対協の一層の活性化、関係機関との連携強化という意味では、これまでもそういった形で市町村と連携しながらやってきたところではありますが、今後もより一層強化を図っていききたいと考えているところでございました。

以上です。

○足立会長 いかがでしょうか。

○泉委員 ありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○足立会長 そのほかご質問とかご意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

○大橋委員 アスイクの大橋でございます。

77ページの指標について、2点ご質問がございます。

まず1点目が、指標の4番目「教育機会を確保した児童生徒の割合」というのを今回から指標に設定しているという話ですけれども、その根拠としまして「宮城県長期欠席状況調査」というものを使っているというお話がございました。この調査、ネットでも確認はできたのですけれども、回答しているのは、これは児童の回答を集計してこの結果なのか、学校側の見立てというか、回答でこの数字になっているのか、その調査の内容について少し補足いただければというのが1点目でございます。

2点目は7番目の「児童虐待相談件数」についてでございます。指標として虐待相談件数が入っておりますけれども、これは捉え方としては、この件数が多いほうがよいというふうに捉えるのか、それとも少なくなっていくことがよいと捉えるのか、どのような捉え方をすべきなのかということをお伺いしております。

○足立会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 義務教育課でございます。

長期欠席状況調査でございますが、基本的にこの調査の回答は学校で回答しております。学校で回答しておりますが、一人一人のお子さんについて、もちろん学校ごとに連絡を取り合っただけで状況を把握したり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等々とも連携しながら対応している中で、今のところここまで確保ができていう形になっている学校としての回答のデータの集積となっております。

○事務局 子ども家庭支援課です。

77ページの7番の指標「児童虐待相談件数」についてということでございましたが、当然ゼロが望ましいということだとは思いますが、我々の捉え方としては、深刻な重大事案になる前に、まずは相談いただく、通告いただく、そして、重大事案になることを未然に防ぐという意味では、相談件数が増えていることは必ずしも悪いことではないという形で現状捉えております。最終的には虐待のない世の中を目指すべきだと思っておりますが、現状、現段階では、相談件数が増えることは決して悪いことではないと。見える化できている、事案をきちん

と捕捉できている、把握できているというふうな考え方に立って、今のところ対応を図っているという状況でございます。

以上です。

○足立会長 大橋委員、いかがですか。

○大橋委員 ありがとうございます。

私も虐待相談件数については、ある意味増えているのはちゃんと世の中が発見できているという意味合いもあると思っておりますので、減ればいいというふうには必ずしも思っていないのですけれども、そうなるこの指標の捉え方というのが多義的になるので、なかなか扱いが難しそうだという印象があったということでもございました。

あと長期欠席状況調査については、現状でやっぱりこういう把握をしていくということがまず大事なことだというふうにご考えております。

一方で、教育機会を確保されている項目というのが幾つかありましたけれども、調査の中で、1回でも相談したらこれは確保できているというふうにチェックされてしまうのは違うかなというふうに思うので、ゆくゆくは課題として、より指標の妥当性といえますか、そういったものを追求していく必要はあるのかなというふうには感じておりました。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問とかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は示されました案を当審議会としての最終案としてよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 今後の子ども・子育て施策について

○足立会長 続きまして、議事(2)今後の子ども・子育て施策についてでございます。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子育て社会推進課より説明をさせていただきます。

議事(2)「今後の子ども・子育て施策について」に関しましては、委員の皆様方から現場を踏まえた専門的知見に基づきましていろいろご意見、ご提言をいただければと思ひまして、参考までに、先日2月7日に公表されました県の来年度当初予算の概要資料を基に、「4 社会全体で支える宮城の子ども・子育て」の柱に関する主な事業について、抜粋してご紹介させていただきたいと思ひます。

横の資料になっております資料4をご覧くださいと思います。緑色のタイトルがついておりまして、「令和5年度当初予算案の概要」となっている資料でございます。

それでは、資料4に基づきまして簡単に説明をさせていただきます。すみません、オンラインのほうで資料がない方、いらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、表紙を1枚おめくりいただきまして、右下に「10」と表示されているページをご覧くださいと思います。

その右側にあります枠で、一番上の段に黄色で「拡充」のマークがついております「授乳室設置促進費」でございます。こちらは、子育て世帯がお出かけしやすい環境づくりといたしまして、昨年度から、「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」というプロジェクトを立ち上げまして、県有施設における余裕スペースを活用した授乳スペースの確保や、工事が不要で設置できる置き型授乳室のモデル設置を進めてまいりました。今年度は、県産木材を活用した置き型授乳室の製作や県内商業施設へのモデル設置なども進めてまいりました。

来年度は、こうした授乳室の設置をより一層を促進するために、県内事業者に対しまして、この置き型授乳室の設置費用を一部補助いたしまして、「どこに行っても授乳室に困らない環境づくり」といったことを目指して進めていきたいと考えております。

なお、各費用の後ろにある数字は予算額でございます。千円単位で示しております。括弧で示されている分は、昨年度の予算額になります。授乳室促進費でいきますと4,261万2,000円ということになります。

次に、4つ下の「少子化対策支援市町村交付金」でございますが、こちらは、市町村が実施します多岐にわたるきめ細かな子育て支援サービス、例えば、産後ケアやファミリーサポートセンターの利用料、育児ヘルプサービスなどの利用料の利用者負担金、いわゆる利用料について、その無償化に取り組む市町村に対して補助をするといったもの。または、子育て支援アプリのプッシュ型の通知ができるようなアプリですとか、絵本の読み聞かせ事業、父子手帳の作成、子育て支援講座の開催や不妊治療費の助成など、市町村が独自に実施する様々なサービスに対して、県が補助するものとなっております。

1枚めくりまして裏面、11ページの左側中央にあります「拡充」と入っている「子どもの貧困対策推進費」につきましては、令和3年度に策定いたしました「子どもの貧困対策計画」に基づきまして貧困対策を進めているところでありますけれども、来年度からは、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対しまして、生活習慣の形成や相談支援、食事の提供、子

どもと家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど子どもの居場所に関する総合的な支援として市町村が実施する事業に対して、県が支援する予定としております。まだ県内では限定的な地域での実施見込みでありますけれども、ほかの市町村へも横展開できるように、さらに情報共有を図りながら、継続して市町村に働きかけていきたいと考えております。

また、この資料には掲載されておられませんけれども、いまだ不足している保育士確保のための修学資金の貸付けや、若手保育士の離職防止のために、専門の先生方に施設を訪問していただいて、具体的なアドバイスをいただく支援事業なども継続して実施していきたいと考えております。

主に、子育て社会推進課が実施します事業について、簡単に紹介させていただきましたけれども、こちらはあくまでも参考としていただきまして、委員の皆様、それぞれの専門のお立場から、子ども・子育て支援施策の今後の取組について、ご意見やご提言を頂戴できればと考えております。

事務局からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○足立会長 ありがとうございます。

次期計画や、それから来年度以降の県の施策に関して、皆様からお一人、二、三分ずつ、ご意見あるいはご提言を頂戴したいと思っております。時間の都合上、短時間でお願いせざるを得ないのでありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元に委員の名簿があるかと思っておりますけれども、名簿順でご意見をお伺いいたします。初めに、日本労働組合総連合会宮城県連合会の阿部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員 連合宮城の阿部と申します。よろしく申し上げます。

普段、私のほうは、子どもといいますか、労働者を主体とした労働組合の役員でございますので、若干視点がずれてる部分がもしありましたら申し訳ないのですけれども、今时期的に労働組合としまして、春季生活闘争ということで賃金ですとか働き方の闘争を迎えているところでございます。その中でいろいろな指標を見ていきますと、大変この20年間、日本の賃金水準は上がっていかなくて、停滞したままでございまして、なおかつ、その中で平均賃金水準の中間層が減ってきており、いわゆるワーキングプアと言われる低水準の方々が増加しております。そういった方々というのは、特に非正規労働者ですとかそういった方々が多くなっているのですけれども、そういったときに、世帯年収といいますか、そういった部分の影響から、先ほど

ありました子どもの貧困ですとか、また、学習・家庭環境の格差には少なからず影響があるんだろうなと思ってございます。

ただ、しかしながら、そういった課題はすぐ解決できるものではないと思ってございますし、そういったときに、先ほど拡充でいろいろ施策がありましたけれども、労働組合でふだんは働き方、個人のニーズに合った働き方ということで提言をしてございますけれども、同じ視点で、子どもも自分の環境ですとかそういったものに照らし合わせていただいて、その学習なり遊び、学校へ通う、通わないだったり、そういったものを子ども自身が自分の環境に合う選択肢というか、そういったもの複数をこちらから示してあげて、子どもが自分にとって何がいいかというのを自分たちで選択できるような、選択肢が広がるような施策、そういった支援も行っていただけるといいのかなと思ってございます。

専門的な部分ではないので、的が外れていたら申し訳ないのですけれども、そういった形で、幅広い選択肢を与えられるような支援・施策をお願いできればなといったところでご意見出させていただきました。

○足立会長 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、宮城県保健師連絡協議会の泉委員、よろしく願いいたします。

○泉委員 よろしく願いします。

今、長谷川課長がおっしゃった資料4の今年の令和5年度当初予算案の概要の10ページにある「新規」の「出産・子育て応援交付金」の部分をお願いしたいと思っております。

これは国のほうの予算等々で上がったものだと思いますけれども、今回、各市町村で伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するというので、全市町村が取り組んでいる事業だと思っております。今回、経済的支援というところで、国のほうではギフト券の支給、子どもに直接利用されるようなものを目的としたものということでギフト券や商品券の支給ということでうたっていたものだと思います。しかしながら、各市町村でその商品券やギフト券を出すようなシステムの構築まではなかなかうまくいかない。ここの部分が、できれば県のほうで音頭を取っていただいて、こういうギフト券のシステムをつくっていただけないと、多分宮城県全体が今後ずっと現金支給になってくると思います。宮城県内の市町村ですね。他の都道府県等については、やはり都道府県が音頭を取っていただいてシステムを構築していただいて、それを市町村のほうに負担金分担というふうな形にしているというふうにも聞いておりますので、その辺も検討していただきますとうれしいと思っております。

実際、今回、骨太の方針、6月に国のほうで出ると思いますが、児童手当の支給拡充といっ

たところで、現金支給すると、やはり子どもに直接使う親は、ほとんど使うとは思うのですけれども、使わない親も実際いらっしゃいます。私たちも虐待案件で関わっている親子を見ますと、ギャンブル等々に使ってしまった、ない、全てが生活費の中に包含されてしまって見えないうふうなところもございますので、やはり子育て支援というところでは、ギフト等に使えるようなものに取り組むべきではないかなと思っております。この辺もぜひ県のほうに応援していただきたいところがございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。具体的な提案ありがとうございました。

それでは、宮城県小学校長会、一條委員、お願ひいたします。

○一條委員 よろしくお願ひいたします。

私は、11ページの児童虐待ということについてお話をさせていただきます。

本校のことではございますが、やはりネグレクトを疑うような児童、相談所に相談しているような案件もございます。家庭の保護者への支援、それから、子どもの支援については、ずっと課題として残っております。ぜひ、この未然防止と早期発見に向けた体制整備の推進ということは、現場として本当によろしくお願ひしたいと思っております。

それから、もう一つなのですが、12ページ、上から3つ目の「学び支援教室等運営費」「学び支援室への専任教員配置や別室支援員の派遣など」というところなのですが、やはり人材の確保ということが現場では大変大きな課題になっております。今、様々なお子さんが学校に通っておりまして、このように個別支援を必要としている子どもが増えていると私は感じております。このような専任の先生がいてくれたらなというのは、常に思っているところです。本当にどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○足立会長 どうもありがとうございます。2点ご提案いただきました。

それでは、公募委員の大友委員、お願ひいたします。

○大友委員 ありがとうございます。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の詳細な計画、ありがとうございます。大変な労力だったと思います。感謝申し上げます。

私、教員退職して今現場にはいないのですけれども、たまたま高校の教員時代に支援学校の高等部で二度働いたのですが、学力の高い難病の子、あるいは障害は重いけれども学力の高い子どもの大学進学に主に関わったのですが、退職後も今でも個人的に度々相談が来るのですが、

こういう立派な計画があって、あるいは先ほど話題になりましたけれどもユネスコには学習権宣言だったり、あるいは教育改革法だったり、あるいはサラマンカ宣言、インクルーシブ教育の立派な宣言だったり、日本が批准している条約があったり、あるいは世界ではソーシャルワークのグローバル定義なんていうとっても豊かな定義があります。私は、たまたま30代と50代で障害のある子どもたちの進学に関わったので感じたのですが、そういう理念にはすばらしいものがいっぱいあるのに、どうして日本の社会の中で、当事者において成立しないのかという問題意識を言いたいのですけれども、今、個人的に相談受けて、福祉の現場だったり教育の現場に交渉だったり話合いで同伴したときに感じるのは、社会の構造的な問題と、恐らく、その宣言だったり条約だったりにある豊かな意味合いみたいなものが共有されない、現場ではなかなか浸透していないという現状があるのだと思うのです。ぜひ、計画の中にあるかもしれませんが、ぜひ教育の現場だったり福祉の現場で、福祉の現場なら国際的に認められているソーシャルワークのグローバル定義というすばらしい豊かな定義があるので、その辺の発信というか共有が進んでいけばいいと個人的には思っています。感じることは以上です。

あと、1点質問というか、私は次世代育成をメインとして参加しているのですが、来年度、かなり、この話合いで対象としている子どもたち、それこそ新生児から私が関わった高校生だったり、場合によっては高等教育に進んでいる障害者だったり、年齢的に幅広いと思うのですが、この計画をつくっている仕組み上やむを得ないのかもしれませんが、来年度もこの次世代と子育て会議を一緒にして年2回でやっていくというこのやり方なのでしょうか。それだけ1点質問させてください。

以上です。

○足立会長 ご質問の件について、事務局から回答をお願いします。

○事務局 子育て社会推進課の長谷川でございます。

この会議につきましては、かぶるところ、かぶらないところという部分はございますけれども、基本的には広くこの計画に関する部分としてご意見をいただければと思っておりますので、計画の進捗状況も踏まえながら、関係する部分について、または直接関係しなくても連動してくるような部分について、合同会議という形でやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○足立会長 いかがでしょうか。

○大友委員 承りました。分かりました。ありがとうございました。

○足立会長 ありがとうございました。

それでは、NPO法人アスイクの大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 私からは1点ご質問をさせていただきます。

我々も今年度から多賀城市の教育委員会さんと連携しまして、子どもの心のケアハウスの運営というのを、初めて民間委託という形で運営している立場なのですが、やっぱりこの事業、県からの補助というのが期間限定であって、だんだん補助額が縮小されていくといったことを伺っています。

一方で、ご存じのとおり、不登校の児童の人数というのはまだまだ右肩上がり増え続けているという状況もございますし、県の目標としましても、教育機会を確保していくという明確な方向性があると思いますので、その補助がなくなっていったら、ケアハウスが今たくさん市町村に広がってる中でそれを続けていかないというのは、かなり大きなマイナスになってしまうのではないかなということを懸念しております。

この資料の73ページにも、この財源の問題は多分あるんだろうと推測している、財源の影響があるのかなと推測しておりますけれども、「東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校」という表記がありますけれども、やはりそうではなくて、これを震災関係なく、今、学校に行っていない状態でのお子さんたちの支援につないでいくという考えを、ぜひ今後検討いただければというふうに考えております。

○足立会長 ありがとうございます。具体的なご提案ありがとうございました。

それでは、宮城県民生委員児童委員協議会の鹿野委員、お願いいたします。

○鹿野委員 それでは、私は「子どもの貧困対策費」、子育て社会推進課の「子どもの貧困対策に取り組む市町村や団体への助成」というところで、やはり子どもの貧困については、学習支援または居場所の確保というのがとても大事だと思います。その取組をしている市町村が多くなってきている今、まだまだ予算面で大変なように見受けられます。それは限られた範囲内では、子どもたちの学習支援を受けることができないような場所が設定されてしまっている、なかなか学習支援等に行きたくても行けないという児童が見受けられるようです。それで、やはりこの市町村への助成というものがまだまだ必要ではないかと思います。

また、「乳幼児医療費助成」というところで、先日、河北新報に「500円が払えない」という記事が載っておりました。それは貧困家庭の子どもの医療費ということで、うちの県ではないのですが、初診料500円だけは必ず支払わなければならないという点で、コロナ禍の中で500円を子どもの医療費になかなか回せないという家庭の隠れた貧困ということで記事が載っておりましたが、本当にこの医療費についてはとても重要な位置を占めていると思うので、これか

らももっともっと充実した形で医療費助成というものを継続して行っていただきたいと思えます。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。1つ目のご提案のところですけども、アスイクの大橋委員、関連して何かございませんか。学習支援の場を設けることがすごく難しいということで、予算を今後とも継続してほしいというご意見あったんですけども。

○大橋委員 そうですね。我々も宮城県の町村部で、いわゆる貧困家庭の子どもの学習支援の事業を行っているところですけども、おっしゃるとおり、保護者の送迎手段がないとか、お仕事でなかなか送迎できないとかそういった事情で、拠点型居場所をつくっても、なかなかそこにつながれないというお子さんが潜在的にたくさん多いという現状は、物すごく実感してるところでございます。

ただ、予算的にも限りがある、人間的にも限りがある中で、どういうアプローチがあるのかということでは、オンラインを使ったり訪問支援とか様々なものがあると思っていますので、我々も現場でいろいろな工夫をしながら、できるだけ多くの必要な子どもたちにつながっていく努力したというふうに思っております。

○足立会長 ありがとうございます。

次に、公募委員の西城委員なんですけれども、ちょっと今途中退席されているようですので……

○事務局 急用が入ってしまったみたいで、途中退席されました。

○足立会長 分かりました。

それでは、次、宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤です。よろしくお願いいたします。

本当にこちら、きめ細やかな計画の策定等、ありがとうございます。

一つ一つの取組が、やはり横のつながりを持って連携していくことがすごく大切かなというふうに感じております。子どもたちを取り巻く課題、環境というのは、やはり細切れではなく、ずっと出生前から、そして大人になって、生活がずっとつながっております。そういった部分では、この取組がきちんと真の意味での連携を持って今後につながっていくような組織の仕組みというところが、今後、課題になってくるのかなというふうに思いますので、縦の関係性

だけではなく、横、斜めの関係性もきちんと構築して進んでいければなというふうに感じているところです。

また、昨年度夏に、私の児童館協議会ではあるのですが、厚労省の方々と全国の子どもたちがオンラインで子ども会議を持って、国の政策に対して子どもたちの意見を届けるというような取組もなされました。今回、子ども・子育てに対しての施策に対し、やはり当事者である子どもたちや子育て中の方々がきちんと意見をして、そして、その意見を持って施策を考えるようなそういった仕組みもすごく大切ではないかなというふうに思っております。子どもの権利条約を基にした子ども参画という視点もすごく今後の大きな取組の柱になってくるのではないかなというふうに感じておりますので、子どもたちの声を施策に届けるような今後の仕組みというところも、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

また、最後になりますが、こういった子ども・子育てを支える支援者の方々、このところにかかる担う力というところも大きくなっております。しかし、それに比例してなかなか処遇の改善だったりそういったものが進まない現状があり、現場のスタッフが疲弊をして、なかなか心にゆとりが持てないようなそんな状況もございます。悲しい現実ですが、保育士による子どもの虐待というケースも、県内でもそういった問題も起きているような状況がありますが、こういった部分も、きちんと処遇を確保し、そして、やりがいを持って働けるような、人的な補充も含め、処遇の改善も含め、継続して取り組んでいけるようなそういった社会の仕組みも発信していくことが必要だというふうに感じております。まだまだ、放課後児童支援員の処遇改善の取組なんかも、うまく国から下りてきたものが活用されていないような現状もあつたりします。そういった部分での支援者の処遇の改善等も含めて、ぜひ今後の課題として取り組んでいただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。3点ご提案いただいたと思います。

それでは、次に、宮城県中学校長会の佐々木委員、お願いいたします。

○事務局 すみません。佐々木貴子委員のマイクがオフの状態でお話が始まっておりますが、チャットで今呼びかけますので、少々お待ちください。

○佐々木委員 すみません、聞こえますでしょうか。

○足立会長 聞こえます。大丈夫です。お願いします。

○佐々木委員 申し訳ありません。よろしくお願いします。

不登校や教育の機会の確保というところに力を入れていただく施策であるというところで、

本当にありがたいと思っています。中学校にとって不登校の問題というところ、非常に大きな課題となっていますので、そういったときにどうしても学校だけの力ではなかなか及ばないところがありまして、関係の外部機関様の力をすぐに借りられるところが何よりかなと思っています。

現状として、スクールカウンセラーさんは週に一度しか来ない状態であるということとか、あとは、そういった不登校のお子さんとか保護者の方と連絡取っていくというのが夜になるということで、できるだけ学校としても、学校とつながりを切らさないということで、みんなが帰った後に来てみないかというような誘い方をして、夜に来る生徒もいるのですけれども、そういったところでやはり教員の負担というのは、働き方改革の面から見ても大きいと思っています。そういったところをどうしていけばいいのかとは思っているところです。常に臨床心理士さんがいてくれるとか、すぐ相談できるというような体制があると、とてもありがたいなというふうに思っています。

例えば、心の問題を抱える子どもへの対策というところでは、震災関係のことが多くなっていたり、あとは虐待や発達障害と貧困が取り上げられていますけれども、それ以外でも、学校に来て元気そうにしている普通の子どもたちの中にも、心の問題というのはすごくあると思います。病院は敷居が高くてなかなか行けないとか、あとは生徒も病院には行きたくないとか、そういったときにすぐ専門の心理士さんに相談できる体制があるとありがたいと思っています。緊急を要するときにはすぐ頼れるところがあるとありがたいと学校としては考えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。中学校現場の厳しい現状、ありがとうございます。

それでは、公募委員の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤（作）委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

今回も皆様のご意見を聞くことができる貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

私からは2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず1点が10ページ目の「少子化対策支援市町村交付金」についてなのですが、ファミリーサポートセンター事業の一部負担ができるということでお話を伺ったのですが、私、ふだんファミサポ事業のほうに携わっておりまして、山元町のほうも少しずつ始めているところでございます。

ファミサポ事業というのは、まかせて会員さんがご自宅で預かるシステムになっているのですが、コロナ禍になりまして、なかなか自宅でお預かりするのが難しいというのが現状になってきておりまして、ぜひ、もしご自宅で預かれない場合に、ほかの施設を利用した際の会場費とかそちらの負担のほうもご検討いただけたらありがたいなと思っております。よろしくをお願いいたします。

2点目が、12ページの「新規」とあります「特別な支援が必要な児童生徒のICT活用教育推進費」になります。私、ふだんプログラミングの寺子屋というのを開催しているのですが、学校が終わった後に別会場でやっているのですが、なかなかその会場まで行くのも難しいというのが現状で、やはりそこで学びの格差が出てきているということがありまして、今、各小学校さんのほうの放課後の空き教室を利用した活用をお願いしているところです。このことによりまして、地域、学校、家庭の連携が取れて、地域で子どもたちを育てていける環境づくりをこれからしていきたいと思っておりますので、そちらの面の負担などもご検討いただけたらありがたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。2点ご提案いただきました。

それでは、仙台商工会議所の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤（憲）委員 よろしくをお願いいたします。

商工会議所は中小企業の皆さんが集まる団体でございますので、育児と仕事の両立支援という観点でお話をさせていただきたいと思っております。

育児・介護休業法が昨年改正されて、男性も含めて育児休業というところ、さらに取得の促進ということが叫ばれているところですが、昨年、日本商工会議所が調査した結果によりますと、特に規模の小さい企業においては、その改正内容を把握していても対応できていないとか、その改正内容も把握していないと回答する割合が多かったようです。こういった実情を基に、企業の実務担当者の方を対象とした研修や相談の窓口、またその周知活動というところも一つお考えいただければと思っております。計画予算の中にございます、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援への助成という視点において、親御さんが勤める企業へのサポートもぜひお願いできればと思っております。

実際、育児休暇を取られたときの課題としては、やはりその方に代替できるような人員が確保できないというところが非常に大きな課題になっておりますので、人員確保をするにはどうしたらいいかというような相談窓口や人員確保のための求人支援といった部分も今後は

必要かなと感じております。

私からは以上です。

○足立会長 具体的なご提案、どうもありがとうございました。

それでは、宮城県助産師会の塩野委員、お願いいたします。

○塩野委員 宮城県助産師会の塩野と申します。よろしくお願いいたします。

これまで多くの皆様のご意見を聞いて、本当にそのとおりだなと思いつつながら勉強させていただいております。

私は助産師の立場からですが、まず1点、授乳室、木材を使った授乳室のお話なのですが、これは本当に宮城県ならではの、木材を使った本当に特徴的なことだと、本当に素晴らしい事業だとは思っているのですが、なかなかその周知というのですか、どこにどういうものがあるのか、どこかにずっと置いておくものなのか、何かイベントのあるときに移動するものなのか、あるいは、「置き型」という意味が分からなかったのですけれども、あるところにもうずっと設置しておくのか、そこら辺のイメージがまだつかなくだったので、そこら辺の周知なども含めて、多くの授乳しているお母さんたちが本当に居心地よく使えるように、授乳室はここに設置されていますよ、みたいな情報もあるとうれしいなというふうに思いました。

それから、助産師としては、やはり非常に危惧していることは、これまでコロナ禍で約3年間、いよいよ5月あたりからいろいろと解かれていくとは思っているのですけれども、母親教室が中止されたり、夫立会い分娩も、少しずつは始まっているのですけれども、やはりまだ立会いが行われていなかったり、本当にお母さんたち、妊産婦さんたち、1人で頑張らなければいけない、そして、なかなか育児の実際の体験ができないまま本番の育児を迎えてしまうということで、本当に不安な中で今子育てが始まっている方がこの3年間いっぱいいらっしゃいます。ですから、コロナ禍でそういう状況で子育てをしている方々、またお子さんが大きくなって、これから成長していくのですが、その後の観察といいますかケアといいますか、そちらのほうも引き続きまたいろいろと皆様と一緒にご協力をお願いしたいという思いでいっぱいです。私たちは、助産師のテリトリーというのはそこまでですので、その後、継続したケアというのは本当に大切だと思いますので、本当によろしくお願いいたします。

以上です。

○足立会長 ありがとうございました。最初にお話しになった木材を使った授乳室というのは置き型なのかということがあったのですが、これは今ご回答できますか。

○事務局 では、置き型授乳室に関してご説明させていただきます。

置き型授乳室、箱の形をした木材のものなのですが、今、実際、エスパルの地下1階の飲食街の空いているところに設置しております。イベントのときに持って行って設置するような形ではなくて、本当は作りつけで建物にあるといいのですが、そういう工事をするにはなかなかしづらいところに持って行って、スペースを確保することができるものとして設置させていただいております。まだモデル設置の状態なので、今は松島海岸レストハウスですとかエスパルさんの地下ですとか、あとは自動車販売会社さんにも入れさせていただいておりますけれども、そういったものを来年度以降は販売していただけるようなルートにつながりながら、各企業さんが50万円から100万円、200万円までの間ぐらいの価格帯で導入していただけるように、県産木材を使ったものもございますけれども、ほかの一般の市販の授乳室というのも売られていますので、そういったところにも補助を出していきながら広げていければと思っております。お答えになりましたでしょうか。

○足立会長 よろしいですか。

○塩野委員 はい。ありがとうございました。

○足立会長 ありがとうございました。

それでは、宮城県私立幼稚園連合会の関委員、よろしくお願いいたします。

○関委員 関です。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、少子化対策とか、それから、子どもたちを支えることということで、各委員の方々がそれぞれの立場で話し合いに参加し、社会全体で子どもたちを支えていかなければいけないのだと言いうことを、痛感しています。

当園は、認定こども園になって今年で9年目になります。また、子ども・子育て支援制度が新制度となってから9年目になり、仙台市内においては待機児童が解消しています。でも、

「地域の中では待機児童はまだいます。だからもっと保育所や小規模保育園を増やしていきますよ。」というようなことを耳にしますので、地域にどの程度の待機がいるのかという正確な情報をより詳しく教えていただきたいなということと、保育士不足について。これは学校、大学などでもたくさん問題になっているかと思います。学生たちは免許があっても就職しない。なぜならば、お給料が安いとか、処遇が改善されていないから嫌だということとで企業のほうに逃げていってしまうからです。こんなことが問題として挙げられていますので、その解消をどのようにしていったらいいのかということ。そして、それがどのようにしたら処遇の改善につながっていくのか、ということが大きな課題であると考えています。少しでもそういう支援があると、「私も小さな子どもたちに関わって楽しく保育をしたい」という気持ちになるの

ではないかなということを感じています。

それから、あとは、「切れ目のない」と先ほどから皆さんおっしゃっていましたが、妊娠・出産、そして子育て、そこまではとても切れ目のない詳しい内容で援助をしていくことが分かりますが、その後「どうなるの」となったときに、幼稚園や保育園、そして小学校、そして中学校、高校と続いていきますので、やはりその継続的な支援というものを、保育園も幼稚園も学校もみんな意識していかなければいけないと思います。幼・保・小の円滑な接続についても、やはり幼稚園の先生たちだけでは分からない、保育園の先生たちだけでも分からない、それから小学校の教育の質とか能力を育むためのアプローチというのは、学校教育と幼稚園教育ではまた違って、異なると考えていますので、幼児と、それから児童にとって、学びが連続して行われるようなシステムをつくっていくことが必要なのではないかと感じています。

また、幼児期は、特に遊びを中心とした総合的な教育が営まれていますので、その指導の中で育まれている子どもの学びが学習にどう生かされているのか。そして、それが小学校との連携で先生たちがしっかりとその学習との結びつきを理解し、「ただ遊んでるのね」ではなく、幼児教育における遊びは子どもたちが意欲を持ち、自分たちが主体的・行動的に行うことにより、それが全ての土台となり学習につながっていくのであるということを理解し、幼・保・小の連携強化を意識して、私たちが強く働きかけていかなければいけない、ということを感じています。

そして、私たちだけではなくて、社会全体が「子育てって楽しいな」「私も結婚して出産して、そして、自分の子どもをちゃんと自分で育ててみたい。」という環境づくりを宮城県独自で考えて、アイディアを出し合い、みんなで力を合わせていけることを望んでいます。

今日はどうもありがとうございました。大変勉強になっております。

○足立会長 ありがとうございました。保育士不足というところで、私は保育士の養成のほうにいますので、頭が痛いですね。我々の責任もちょっと感じましたけども、処遇の改善等、県のほうもぜひよろしく願いいたします。

それでは、宮城県保育協議会の高野委員、よろしく願いいたします。

○高野委員 高野です。

私は、なるべくまとめて時間内に終わりたいのですがけれども、最近とっても保育所の現場にいて不安に思ったり心配なのは、いろんなところで子育て支援、親支援、そういうのがすごく叫ばれてきて、その必要性がもうずっと言われてきて、最近もそうなのですが、ただ、そこですごく不安なのは、親さんのための支援とかというのはいいのですが、一貫して出てこな

いのが子どもなんです。だから親さんの支援もいいよ、だけど、子どもが先に出てこない。子どものためにこういう制度、子どものためにこういう支援ではなくて、まず親支援。もちろん親支援するから子育てがしやすくなるというけれども、私、最近見ていると、そうではなくて、親子の分断を図るような子育て支援が多いなと思うのです。本当に親と子がしっかりとコミュニケーションが取れて、足立先生から教えていただくその愛着行動とか、そういうものがどんどん薄れていく。親さんが楽するためにはというもの。でも、子どもは言えないんですよ。ご存じのように何にも言えないんです。だから、私たちのように現場にいる保育士とかそれに関わる人たちが、子どもの代弁をしなければいけない。だから、今すごく世の中、私から見たら皆さんお分かりだと思っただけけれども、親と子の関係、要するに家族関係がすごく希薄になっていると思うんです。だから、何かそれを、あたかもその親支援をすればいいと思っているのは、私は間違いだと思います。現場にいるとすごくそれを感じます。だから私も朝7時から8時まで保育やっていますよ、1日24時間中13時間保育やるというのは、私は異常だと思います。でも、それをやらなければ働けない保護者さんもいるだろう。だからやっぱり13時間開かなければいけない。でも、そこでやっぱり一番問題なのは、子どもたちの気持ち、心、親子関係なんです。だから、今、国会でも異次元の子育て支援とかなんとかと言われてはいますが、子育て支援は親支援というけど、子どものためにどうするか、そのための親支援はどうなのかという人、一人もいないでしょう。それは仙台市にしたって県にしたって、どこの市町村にしたって同じだと思う。だから、私は、もうちょっと子どものところにも視点を置いて支援、子どもがより幸せで、子どもと親子関係がうまくいって、親の愛着行動が分かって、親子がうまくコミュニケーションがいくためのこういう親支援というのだったら私分かるんだけど、だから、さっき児童館の代表の方もいらしたと思うけれども、結局、児童館で夏休みとか長期のときは、お弁当をとってというんだけど、大変な親御さんにとったらそうだけど、そこまでやってしまうと、一体子どもはどうなんだろうというふうに私は思うのね。これは賛否両論ありますからいいんですけど、私的には、うちの保護者さんに聞くと、そこまではやらないと、どんな簡素なお弁当でも親として作りたいという親さんが多いので、ちょっと安心したんですけど、そうやって何でも親支援で、本当の親子で関わってほしい、親の姿を見て育ててほしいというのが、どんどん子どもから奪われていくような気がします。ぜひそこは私は考えていただきたいなというふうに、余計、最近、子育て、子育てというだけに、私ははっきり言って、まず子ども第一と考えて、それでの子育て支援を考えてもらいたいというのはすごく思います。

それで、皆さんがおっしゃったように、子どもは何も言えない、0歳児からだから。私たちが保育しているのは0から6歳児ですから、自分の思いなんて言えません。でも、思いが言えなくても、子どもはみんなSOSを出しているのです。いろんな形でSOSを出しています。ちゃんと。それをやっぱり見逃さないようにするのは、先ほど関先生もおっしゃっていただけども、保育士不足の中では無理なんです。3対1、6対1、20対1、30対1の中で、子どもの出すSOSを、果たして1人の保育士が見逃さずにみれると思いますか。学校だって今30人ではなくて25人とかなんとかと言われてる中で、まだ未熟な子どもたちを6人もね、20人も30人も1人で見るというのは難しいです。それで今、子どもたちへの保育士の虐待とか不適切な保育と言われます。私は幾ら最低基準が大変でもやっていいとは思いません。どんないかなることがあっても子どもに手を上げたりしては絶対いけないんです。でも、こんなに社会的に騒がれても、国では最低基準を見直そうと1回も言っていないでしょう。現場からもあんまり声が出ていない。認定こども園だ何だというのは言うんです。そこのところを私本気になって考えないと、どんどんどんどん親子関係が取れなくなり愛着障害となり、成人しても親元から抜け出せず、社会問題になっている。8060とか8050といった年金生活する親の元から自立出来ずに引きこもる生活をしているようになってしまうのではと心配します。だから、ぜひ、親子の関わりというもの、親子の真っ当な愛着関係の中で子どもは、貧しくても子どもは育つんですよ、それで。何ぼ豊かになったって、親子との、家族の愛情なくして私は子どもが育っていくとは思わないんです。もちろん親さんのない子もいます。それでもそういう人たちはいろんなところで大人との関わりを持っていただいているんですよ。ぜひそこを、ちょっと長くなりましたけれども、私としては、大変考えていただきたいなというのを声を大にして今日は言いたいなと思っていました。

それからあと、県さんのほうには、宮城県だけではなくて全国なのでしょうけれども、保育士の修学資金貸付制度というのが、今、割りと申請すれば貸していただけますよね。年60万でしたか。それを2年間、短大であれば2年間なんだけど、これは保育士をやっていて5年経ったらもう返さなくていい。だから、5年さえしっかり保育士やれば、もうお金は返さなくていい。ただし、1年か2年で辞めると返さなければいけない。だから、もう私は5年になりました。もうちゃんとお役目果たしたので、保育士は辞めますという人も出てきているので、その辺も考えていただけたらいいのかなというふうに思います。

以上です。すみません、長くなって、申し訳ありません。

○足立会長 長くありませんでした。ありがとうございました。

それでは、ファザーリング・ジャパン東北代表理事の竹下委員、よろしくお願いたします。

○竹下委員 ありがとうございます。ファザーリング・ジャパン東北の竹下です。個人的に今の高野先生のお話は、私3歳と12歳の子どもがいるものですから、親子の関係、希薄というのは、個人的に胸にしっかりと秘めて今日帰ろうかなというふうに思いました。

私からお伝えしたいことは3つです。自分自身、経験者としてもあり、当事者としてもありますし、あとは現場の声を聞いたのをお話しさせていただきたいなと思います。

まず1点目。先日、県のほうで主催されました子育て支援者の研修会に参加させていただきました。その中のワールドカフェで支援者の方同士で話になったのですが、やはり相談に来る方というのは、悩み始めて相談に来る人は少ない。もう悩みが非常に大きくなって、もうどうしようもなくなって、もしくは夫婦関係がこじれてしまったら、こじれた状態ではなくて、もう離婚してしまってから、どうしたらいいですかというふうに来るお母さんが非常に多いというお話が出ました。何とかそれを予防できる方法というのはないものかというのと、やはり子どもに関した全てのことが一つに集約されている施設なり、団体なり、ハブとなるものが、子どもたちにとっても、また子どもたちに関わる人たちにとっても、子どもを真ん中にして宮城県で育てていくのであれば非常に必要だなというふうに感じた次第です。

2つ目。重複しますけれど、保育士さんの件です。私、今お話ししましたように3歳の子どもがおりまして、魔の3歳児、本当にイヤイヤ期で、先生方も非常にこずっぺいらっしゃるというお話を先日面談でお聞きしたのですが、このいろんな事件が起きてから、なかなか保育士の先生たちも、外でお散歩しているときに、「何とか君、駄目よ」とか、「何とかちゃん、駄目よ」ということ大きく言えないと。あそこの保育園、何かやっているとか、ちょっと怪しいとか、そういうふうに言われてしまうと、私たち決してそんなことはしていないのですけれども、ほかの目があるので、ちょっと困ってしまうときがありますというふうな現場の声がありました。

あとは処遇改善です。たまたま子どもが通っている保育所の先生、一回外の世界を見てみたいと言ってお辞めになられた方がいたんですが、やはりお子さんが大好きで、半年ぐらいして戻ってこられたんですね。私も非常に先生とお会いしたときうれしかったのですが、でも、子どもが好きだから戻ってきたんですというお答えだったんです。なので、そこにやはりプラスして処遇が改善されていけば、もっともっと保育士になりたいという方もいらっしゃいますし、ちょっと他県の話、私に関わってる短大の保育科の先生とお話しさせていただいたときも、みんな首都圏に保育士を取られてしまうと。お給料がいいから。全然残らなくて困って

いるんですねというふうにお話をお伺いしたんですね。だとすると、やはり処遇改善というのは一番最初にやらなくてはいけないことなのかなというふうに思います。

3つ目、最後ですけれども、先ほど医療費500円が支払えないというお話ありましたが、医療費のほかに、今も話題になっていますけれども、生理用のナプキンが買えないというご家庭が非常に多いということです。先日ネットでニュースを見ていましたところ、男性の方には大変恐縮なのですが、生理用ナプキンには昼用と夜用とあります。その夜用が買えないから、立ったまま、座ったまま子どもが寝ているというニュースが出ていたのですね。何でというふうにお友達同士で話になったら、お母さんやお父さんにそれを買ってほしいというふうに言えないという記事が出ていました。生理となると、やはり大人の女性になった第一歩で非常に喜ばしいことであるのですけれども、もちろん生理痛という痛みも伴って、さらにこういったナプキンが買えないというか、もらえないという精神的苦痛というのも子どもが非常に影響を受けてしまいますので、今後、宮城県のほうで、小中の女子用トイレとかにナプキンが設置してあって、トイレトペーパーと同じように使えたらいいなと思っていました。

以上です。

○足立会長 ありがとうございます。具体的な提案、ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、宮城教育大学の本図委員、よろしく願いいたします。

○本図委員 ありがとうございます。お疲れのところ失礼いたします。

最後になりまして、本当に委員の皆様が言っていらっしゃるとおりだなというふうに拝聴しておりました。

4つほどコンパクトに申し上げたいと思います。

1つは、今回、資料3の3ページにも、令和4年度の見直しの中で「ウェルビーイング」というような概念も入れ込んでいただきまして、これは本計画が、子ども・子育て、幸福ということですが、幸福ということにより動きといますか、満たされている状態に向けてそれぞれ当事者たちが改善していこうというそういうことが入る意味だと、その「ビーイング」というところまで思っておりまして、ありがたいなと思いますし、これからも不断の見直しといますか、それが当事者にとって本当に意味があるのかということ、全ての人が子育てと、子ども・子育て、幸福という点では全ての人が当事者になるのですが、その場面場面において満たされているのかということ、子どもも大人も、特に子育てをしている大人も、そしてもちろん子ども自身もということだというふうに思っています。そういう理念的なところは、やはり抽象的ですけど大事ですので、入れ込んでいただいてありがたかったというふうに思いま

す。

そのことと合わせて2点目ですけど、委員からもお話がありましたが、計画はすごく立派で、だけれどもこれを本当に効果的に効率的にやっていくということは必要ではないでしょうかというご意見があったかと思うのですが、同感で、表にまとまっているものや、それぞれ本当にこのとおりにやって進んでいけば何てすばらしいんだろうと思うところなのですけれども、やはり見直しをしていくという視点も、本当に困っている人、あるいは全体で理解していかなければいけない点、つまり、必要な人は誰で、この計画のそれぞれの対象者は誰で、その人たちに届いているのかという点での見直しが、今後ますます必要になってくるのではないかと、そんな点も皆様と一緒に考えていくことができたらと思いました。

3点目は、効率的、効果のほうが先ですけども、効果的・効率的に本当に必要な人にきちんと届く……

○事務局 本図先生、すみません、こちらの声、聞こえていますでしょうか。

○本図委員 といって、いろいろな場面でやっていらっしゃると思うんですけども、なおいろいろな場面で点検をしていただいて、一緒にやれるところや、福祉の点からはいいけれども教育の点ではもっとこうしてほしいとか、その逆もあるかと思います。特に福祉と教育の点での部内での有機的な見直しと連携と、それから、そういうことをやっているんだよということもぜひ私たちや県民にもお教えいただきたいと思いました。

4点目が、困っている人に……

○事務局 本図先生、すみません。

○足立会長 すみません。3番目のところでちょっと音声途切れたので、もう一回、3番目のところからお願いしていいですか。

○本図委員 申し訳ございません。

はい。部局内で有機的な見直しを、福祉のプロパーと教育のプロパーとでしていただきたいということでございました。

4点目が、幅広く、特に困っている人が、ワンストップといいますか、そちらの視点から、子育てに困っている人で、その背景にある就労に困っている人、今、もっと教育のところに行きますと、学校に子どもが行きたがらない、そういう点で困っている人、あるいは困っている子ども自身、相談したい、こういう相談者の視点から、どこにどう行けばいいのかということがまだまだ分かりにくいと思うんですね。教育のほうのページを見るのか、福祉のほうのページを見るのか、就労のほうのページを見るのか分からないところがありまして、利用者の視点

からワンストップでたどっていくことができるような支援、相談がある。そして、事業がある。私たち県全体で一生懸命やろうとしているということが県民にそれを通じて伝わるというような仕組みについても、いま一度、皆様と一緒に考えていけたらというふうに思いました。

以上です。

○足立会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様、本当に貴重な意見をありがとうございました。私の全然考えていないような視点からのご意見もあって、とても参考になりました。ぜひ、これは公開のものですけれども、こういった議論がなされていることを、県民の方にもぜひ周知していただきたいなというふうに思います。

また、県においては、今後の子ども・子育て施策に生かしていただきたいと思います。

以上で議事を終了したいと思います。

事務局にお戻しさせていただきます。

○司会 足立会長、ありがとうございました。

5. その他

○司会 次に次第の5、その他でございますが、委員の皆様方からご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

6. 閉 会

○司会 それでは、長時間にわたりまして貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。大変ありがとうございました。

この最終案でございますが、今後は県議会の環境福祉委員会に報告をいたしまして、3月末に知事を本部長といたします次世代少子化対策推進本部会議におきまして決定されることとなっております。

なお、次回の会議でございますけれども、令和5年7月下旬から8月上旬を予定しております。改めまして事務局からご案内いたしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。